

第2節 地球環境の保全に貢献する広島

1 地球温暖化防止対策の展開

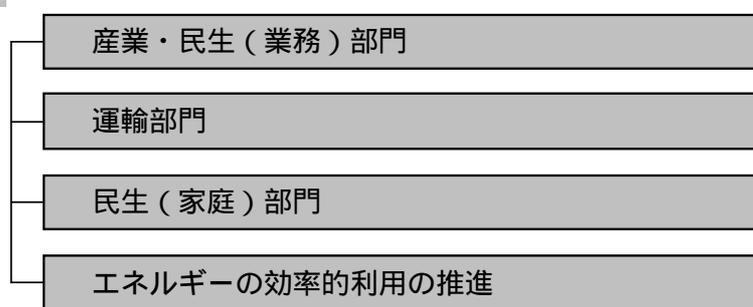
【施策の展開】

「京都議定書」に定められた温室効果ガス削減目標の達成に貢献していくため、「広島県地球温暖化防止地域計画（仮称）」を策定し、県民，事業者，行政の責務を明確にしたうえで連携を図りながら実効性のある取組を推進します。

温室効果ガスの排出状況の推移，国や他の都道府県の動向等を踏まえ，実効性のある施策のあり方について検討します。

(1) 二酸化炭素排出量削減対策の推進

【施策の展開】



産業・民生（業務）部門

温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業者において，温室効果ガスの自主的な削減に向けた計画的な取組の促進を図ります。

化石燃料の利用等に伴う二酸化炭素の排出を抑制するため，新エネルギーや省エネルギーに資する設備投資に対する支援を行うとともに，新・省エネルギー機器等の開発，ライフサイクルアセスメント（LCA）¹手法の普及等を推進します。

排熱エネルギー等が効率的に利用できる場所におけるコージェネレーションシステム，地域冷暖房システム等の利用促進，ESCO 事業²の普及促進等を図ります。

都市化によるヒートアイランド現象³を緩和し，気温の上昇を防ぎ，人の健康や生活環境を保全するため，人工排熱の削減，人工化された地表面被覆の改善，都市における緑化や水辺空間の創出等を促進します。

¹ **ライフサイクルアセスメント（LCA）**：Life Cycle Assessment の略。特定の製品が生産から消費・使用，廃棄までのライフサイクルを通じて環境に与える影響を評価する方法。

² **ESCO 事業**：ESCO（Energy Service Company）事業の略。工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し，それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し，さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業。

³ **ヒートアイランド現象**：都市化の進展に伴い，コンクリートやアスファルト等の地表面被覆の増加と緑地の減少とともに，空調機器や自動車からの排熱が増加することにより，都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、一定規模以上の建築物への省エネルギー対策の指導を行うとともに、建築物に起因する二酸化炭素の排出を削減するため「環境共生建造物⁴」の普及を図ります。

運輸部門

低公害車等の普及促進に向けた県民・事業者の責務を明確化するとともに、新車販売店における自動車排出ガスの規制等に関する情報提供の徹底を図ります。（再掲）

自動車を一定台数以上使用する事業者における低公害車等の計画的な導入を促進します。（再掲）

行政及び産業界等で構成する「中国地方低公害車促進協議会」による普及啓発活動等の推進を図ります（再掲）。

鉄道、路線バス等の公共交通機関の利便性の向上、パークアンドライドの実施等の交通需要マネジメント（TDM）の推進等により、自家用自動車の交通量の低減を推進します。（再掲）

貨物自動車の効率的運行、共同輸配送、鉄道・船舶利用輸送等の促進等による自動車の使用の合理化を図るとともに、物流拠点の整備等により、物流の効率化・円滑化を推進します。（再掲）

不要なアイドリングや急発進・急加速の自粛など、エコドライブ（環境に配慮した自動車の運行）を促進するため、県民・事業者の責務の明確化と、アイドリングストップの推進を図ります。（再掲）

道路交通流の円滑化を図るため、路上工事の縮減に留意しつつ、道路の立体交差化、交差点の改良、交通管制システムの高度化などの基盤整備を推進します。（再掲）

民生（家庭）部門

広報や地球環境問題をテーマとした講演会の開催等により、環境への負荷の少ないライフスタイルの確立に向けた普及・啓発を行います。

省エネルギー機器や環境共生建造物の普及を促進する仕組みづくりを行います。

市町村や「広島県地球温暖化防止活動推進センター⁵」、「地球温暖化防止地域協議会⁶」、「地球温暖化防止活動推進員⁷」、「環境にやさしいひろしま県民会議」等と適切な役割分担のもとに連携を図り、地域における地球温暖化防止対策のきめ細かく効率的な取組を推進します。

⁴ 環境共生建造物：住宅の高気密性・高熱化や冷暖房・給湯・照明機器の改善などを図るとともに、太陽光・太陽熱の利用、雨水の再利用、生ごみの堆肥化や屋上植栽などにより、エネルギー消費や二酸化炭素排出量の削減をはじめ環境保全に総合的に配慮することを目標とした住宅等の建造物をいう。

⁵ 広島県地球温暖化防止活動推進センター：地球温暖化防止法の規定に基づき、地域における普及啓発活動等の拠点として知事が指定するもので、本県では平成12年4月1日付けで(財)広島県環境保健協会を指定している。

⁶ 地球温暖化防止地域協議会：地球温暖化防止法の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行うため設置するもの。

⁷ 地球温暖化防止活動推進員：地球温暖化防止法の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に熱意と見識を有する者の中から知事が指定するもの。

エネルギーの効率的利用の推進

廃棄物焼却余熱や工場排熱などの未利用エネルギーの利用の促進を図るとともに、ESCO事業の導入促進に努めるなど、エネルギーの効率的利用を推進します。

市町村への指導等を通じて、ごみ発電、余熱利用など清掃工場のごみ焼却排熱の効率的利用を促進します。

【環境の状態等を測る指標】

環境の状態等を測る指標	単位	推移				目標または目指すべき推移 〔目標年次〕
		H2	H5 (:H6)	H8	H13 (:H11)	
県内から排出される二酸化炭素の量	千 t-CO ₂	36,028	37,128	38,529	38,072	「広島県地球温暖化防止地域計画（仮称）」の中で明らかにします（H15）
産業部門	千 t-CO ₂	22,879	23,064	22,986	22,739	
運輸部門	千 t-CO ₂	5,202	5,500	6,343	6,023	
民生部門（業務部門）	千 t-CO ₂	2,539	2,838	2,793	2,766	
民生部門（家庭部門）	千 t-CO ₂	3,591	3,803	4,432	4,480	

(2) 新エネルギーの導入促進

【施策の展開】

「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法⁸」の成立などの状況を踏まえ、「広島県グリーンエネルギービジョン（仮称）」を速やかに策定し、バイオマスや廃棄物を燃料とした発電など、化石燃料によらない環境負荷の少ない新エネルギーの導入を総合的に促進します。

経済性、供給安定性、効率等の諸特性を考慮しながら、国の外郭団体の補助制度等を活用し、公共施設や住宅分野などへの太陽光・太陽熱、バイオマスなどの新エネルギーの導入を加速させます。

次世代の電気・熱供給システムとして注目される燃料電池⁹の技術開発動向等を踏まえ、普及促進に向けた検討を行います。

【環境の状態等を測る指標】

環境の状態等を測る指標	単位	推移				目標または目指すべき推移 〔目標年次〕
		H2	H5	H8	H13	
「広島県グリーンエネルギービジョン（仮称）」の中で明らかにします（H15～H16）						

⁸ 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法：電気事業者による新エネルギーの利用に関する措置が規定された法律である。新エネルギーの種類を規定し、それぞれの利用目標を定めることとなっており、電気事業者に一定割合以上の新エネルギー電気の利用が義務付けられた。

⁹ 燃料電池：天然ガス、メタノールなどの燃料を改質して得られた水素と、大気中の酸素とを電気化学反応させることにより直接発電するシステム。効率が高く、環境への負荷が低いという特徴がある。

(3) 吸収源対策の推進

【施策の展開】

森林の機能区分に応じた複層林化，広葉樹の導入等を含む多様な森林整備の展開や，緊急に除間伐等の保育が必要な森林における施業の推進，荒廃地や病虫害被害森林の復旧等により，健全な森林の整備を推進します。

保安林の保全に努めるとともに，「自然公園法」や「広島県自然環境保全条例」に基づく優れた自然の風景地を構成する森林や自然環境の保全を図ります。

県民の直接参加による森林の整備や保全活動の推進を図ります。

公共施設や公共工事等における県産材の利用拡大や，木質バイオマスエネルギー¹⁰利用等により，二酸化炭素固定源としての木材の利用を推進します。

国の「緑の政策大綱」等に基づき，都市公園，道路，河川等の公共公益施設等において高木を植栽するなど，都市部の計画的な緑化を推進します。

【環境の状態等を測る指標】

環境の状態等を測る指標	単位	推移				目標または目指すべき推移 〔目標年次〕
		H2	H5	H8	H13	
吸収源となる森林の整備・管理面積	千 ha	143	206	257	332	517〔H24〕

(4) 京都メカニズムの活用

【施策の展開】

「京都議定書」に各国の数値目標を達成するための仕組みとして導入された，市場原理を活用する京都メカニズム（共同実施：JI，クリーン開発メカニズム：CDM，排出量取引）に適切に対応できるよう，情報の提供を行うとともに支援方策等について検討します。

【環境の状態等を測る指標】

環境の状態等を測る指標	単位	推移				目標または目指すべき推移 〔目標年次〕
		H2	H5	H8	H13	
県内企業の共同実施及びクリーン開発メカニズム事業に係る政府への承認申請件数 ^(注)	件					増加を図ります

(注) 申請の受付は平成14年10月から開始されました。

¹⁰ バイオマスエネルギー：生物体を構成する有機物を利用するエネルギー。例えば，薪，木炭，家畜ふん尿等がこれにあたる。利用形態としては，直接，木質チップ等を燃焼して発電を行うほか，メタン発酵，アルコール発酵による燃料化や，ユーカリ等の炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法等があり，石油代替エネルギーとして役立つ。京都議定書により，バイオマスエネルギーは二酸化炭素の排出にカウントされないという利点がある。

2 地球環境保全への貢献

(1) オゾン層保護の推進

【施策の展開】

フロンの大気中への放出を抑制するため、「家電リサイクル法」、「フロン回収破壊法」及び「自動車リサイクル法」に基づく業務用冷凍空調機器、カーエアコン等からのフロン類の回収・破壊を促進します。

(2) その他の地球環境問題への対応

【施策の展開】

「大気汚染防止法」などの関係法令に基づく固定発生源に対する規制措置の徹底を図るほか、自動車交通公害対策の強化を図ることにより、酸性雨の原因となる硫酸化物や窒素酸化物の排出抑制を推進するとともに、酸性雨のモニタリング調査を継続的に実施します。

農業において、メタンガスの発生抑制などを促進するとともに、土壌くん蒸剤として用いられる臭化メチルの使用全廃に向けた代替防除技術の確立や普及に努めます。

公共工事等における熱帯材合板型枠を県産材等他の材質や再生材に替えるなど、熱帯木材の合理的な利用を推進するとともに、建設廃材・間伐材の利用促進等により事業者の熱帯材使用削減を推進します。

公共用水域における水質保全、廃棄物の適正処理などを推進することにより、陸上活動を起源とする海洋汚染の防止に努めます。

【環境の状態等を測る指標】

環境の状態等を測る指標	単位	推移				目標または目指すべき推移 〔目標年次〕
		H2	H5	H8	H13	
酸性雨 pH (広島市)	pH	4.6	4.7	4.4	4.9	酸性化の改善を目指します

(3) 国際的な環境保全活動の推進

【施策の展開】

開発途上国等の公害問題や地球環境問題の解決に向け、中国四川省との環境保護合作事業や JICA 研修による研修員受入など環境国際協力の推進を図るとともに、国、JICA、その他の国内・県内の環境国際協力推進団体との連携強化を図ります。

国際的な環境保全活動を行う民間団体等に対し、適切な情報提供を行うなど、その活動を支援します。

事業者の環境保全に関する優れた技術情報等を収集するとともに、それら環境保全技術の海外移転に向けて、その方策等を検討します。

環境に関する学術レベルの国際的な会議の開催を支援し、情報交換や参加者との連携強化を図ります。

【環境の状態等を測る指標】

環境の状態等を測る指標	単位	推移				目標または目指すべき推移 〔目標年次〕
		H2	H5	H8	H13	
海外からの研修員等の受入者数	人		5	2	3	現状を維持します
技術協力員の派遣者数	人		2	1	1	現状を維持します
JICA 研修生受入人数	人		11	16	17	現状を維持します